

2026年9月16日

大阪市長 横山 英幸 殿
大阪市 港湾局長 殿

大阪市港湾局員の部落差別発言についての 申し入れ—3

部落解放同盟全国連合会 大阪支部代表者会

代表 滝岡 広

(連絡先) 東大阪市荒本1丁目8-14 116

(電話) 06-6787-3018

私たちは過去2回、表題の件について申し入れを行ったが、その回答は得心・納得いくものではなかった。

ついてはそれらの点についてあらためて質問するので回答を願いたい。

1の(1)

2024(令和6)年8月の横山市長の本件に関する声明において「今なお差別に苦しんでおられる当事者の方々を傷つけるもの」との文言、また25年4月24日申し入れに対する6月13日付回答の項目1での「長年にわたり差別に苦しんでこられた当事者の思い」との文言の「当事者」とは誰を指すのか？

また、「当事者」は「差別に苦しんでいる」だけではなく「差別をなくすために活動する」人たちであることを認めるか？

1の(2)

今回申し入れを行っている私たち(部落解放同盟全国連合会)はその「当事者」と認めるか？

1の(3)

「当事者」であるなら、この差別発言の詳細について知る権利があると認めるか？

また、知るだけではなく、「当事者」として部落差別をただす権利と責務がある。それを認めるか？

1の(4)

「当事者」である私たちが、「差別を助長し、拡散する」と考えているのか？

2

申し入れー2で「差別発言の詳細を私たちに明らかにすること」を求めたが、その回答では「差別の拡散・助長につながる」として、「公表をさしひかえさせていただく」とした。

詳細を「私たち（部落解放同盟全国連合会）に明らかにするよう」求めたのに対して「公表を差し控える」との回答は、私たち（部落解放同盟全国連合会）申し入れを（意図的に）捻じ曲げるものである。

私たち（部落解放同盟全国連合会）へ詳細を明らかにすることは、どうして「差別の拡散・助長につながる」のか？

3の(1)

申し入れー2において私たちは差別発言の当該港湾局職員2名に謝罪を求めたが、回答は「本人が謝っているので許してください」という程度のものでしかない。

この差別発言への謝罪は、第3者の言葉を通じて済まされるものなのか？

本人の直接の謝罪を求めるが、どうか。

3の(2)

回答によると本人らは「差別されてきた方を傷つけ、悲しませた」「辛い思いをさせた」ことを反省しているという。

では、「当事者」である私たちの差別に対する怒りにどう向き合ったというのだろうか。当該職員が執拗に何十回も「エタ」など賤称語を繰り返したのはいかなる心情の発現だったのか。差別を自らの不満のはけ口にする自身の醜い姿をどう考えたのか。

当該の2人の職員は「かわいそうな人たちを傷つけたから、悲しませたから、つらい思いをさせたから」反省しているというなら、差別を自分の問題としてとらえることができず、真の謝罪にはなっていない。

差別は自らの人権をも否定する行為であることに気づかせることによってこそ真の謝罪となるのではないか。

そのためにこそ当該2職員との面談が必要だと申し入れているのだ。

到底回答のような反省では不十分である。2当該職員との面談を再度申し入れる。

3の(3)

面談を申し入れたことに対して「個人情報保護の観点等から控えさせていただく」との回答である。

個人情報とは何を指すのか？差しさわりがあるのなら何が差し障るのか？どうすれば面談が可能なのか示していただきたい。

以上の項目について回答を求める。

回答期限 申し入れ書受け取り後、1か月。

以上